令和２年(2020 年) ４月７日

保護者各位
（熊本市に在住の方）

熊本市長　　大西　一史
（　公　印　省　略　）

新型コロナウイルス感染拡大防止のための登園自粛の要請について

日頃から本市の教育・保育行政に御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、保育所等については、家庭保育ができない子どもが利用する施設であることから、新型コロナウイルス感染予防に十分留意し引き続き運営を行っているところです。

本市では、これまでに１７例の感染事例が確認されており、とくに３月２５日以降１２例が確認され、市民の生活や地域経済に大きな影響が広がっているなど、本市の現状は国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言による「感染拡大警戒地域」に準じた状況であると捉えております。

このような状況を踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、子どもや保護者の皆様の健康を守るため、御家庭で保育が可能な方におかれましては、可能な限り登園を控えていただくよう以下のとおり保護者の皆様に要請することといたしましたので、御協力いただきますようお願いいたします。

１　登園自粛要請の対象者について
家庭で保育が可能な方（育児休業中、休職中、求職活動中など）

２　登園自粛要請の期間について
令和２年(2020 年) ４月８日(水)～令和２年(2020 年) ５月６日(水)

３　在園資格の取扱いについて
（１）通常、１月すべて欠席をした場合、在園児の在園資格は、取り消されますが、登園自粛期間中については取り消しません。
（２）通常、就労開始予定日を超えて就労しなかった場合は、在園資格が取り消されますが、登園自粛期間中の延長については取り消しません。
（３）通常、育児休業を終了し復職予定日を超えて復職しなかった場合は、在園資格は取り消されますが、登園自粛期間中の延長については取り消しません。

【担当】熊本市保育幼稚園課
℡：096-328-2568